

# 労働保険事務委託

労働保険は政府管掌の保険制度で、労働者を 1 人でも雇用していれば、原則事業主・労働者の意思に関係なく、加入が必要です。

## <労働保険事務組合>

「労働保険事務組合」とは、事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険の事務処理を代行する事について、厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主の団体です。

## <委託可能な事業主>

1. 小牧商工会議所の会員
2. 常時使用する労働者数が、

①金融・保険・不動産・小売・飲食	労働者数が 50 人以下
②卸売・サービス業	労働者数が 100 人以下
③製造など上記以外の事業	労働者数が 300 人以下
3. 既に労働保険に加入済みの場合は、過去に労働保険料の滞納がないこと

## <事務委託の範囲>

1. 概算保険料・確定保険料など労働保険料申告及び納付に関する申請・事務
  2. 労働保険委託成立・雇用保険設置等に関する申請・事務
  3. 労災保険の特別加入に関する申請・事務
  4. 雇用保険の被保険者に関する申請・事務
  5. その他労働保険についての申請・事務
- ※なお、印紙保険料に関する事務、労災保険及び雇用保険の保険給付に関する請求等の事務は、労働保険事務組合が行う事務から除かれます。

## <事務委託するメリット>

1. 従業員と一緒に現場で働く場合に限り、通常では労災保険に加入できない事業主や家族従業員も労災保険に特別加入することができます。
2. 労働保険料の申告・納付等の事務が事業主に代わって処理されるので、事務処理の負担が軽減できます。
3. 労働保険料の額に関わらず 3 回に分割納付できます。
4. 保険料納付は口座振替のため、納付の手間がかかりません。
5. 小牧商工会議所が実施する定期健康診断受診料が割引になります。

## <労働保険料及び負担割合>

### ○労災保険

労働者の賃金総額に業種別に定められた所定の保険料率（料率表参照）をかけた額。全額事業主の負担で労働者からの負担はありません。

※建設業は、元請金額の一部に所定の保険料率をかけて計算

### ○特別加入

「希望された日額」と「業種別に定められた所定の保険料率」により計算

### ○雇用保険

労働者の賃金総額に下記の負担率をかけた額。被保険者から徴収する必要があります

<2023年4月1日～2024年3月31日>

事業の種類	被保険者負担	事業主負担	雇用保険料率
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
農林水産 清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	18.5/1,000

<事務委託手数料>

事務委託手数料 = (保険料割 + 均等割) × 消費税率

※保険料割 労働保険料概算額の8%相当額

均等割 組合員1事業所 年額3,000円

<労働保険加入証明>

発行手数料 1,000円 (消費税別)

<事務委託手続に必要なもの>

	法人	個人事業
1	事業所の登記簿謄本	事業主の住民票 事業所名・所在地がわかる書類 (開業届または確定申告書、屋号が記載されている公共料金等の領収書等)
2	事業所の事業所印・代表者印	
3	銀行印、振替口座 (正式な名称・種類/普通・当座預金、預金番号)	
4	従業員の雇用保険加入手続きに必要な事項 ◆氏名 (漢字・フリガナ)、生年月日、マイナンバー ◆雇用形態 (正社員・パート・アルバイト) ◆1週間の所定労働時間 ◆賃金形態 (時給・日給・月給など)、月給概算給与額 ◆主な職種内容 (事務・営業・製造・現場作業など) ◆雇用保険被保険者番号 (不明な場合は前の勤務先名)	
5	事業所名・所在地・代表者名の横判ゴム印 (※書類作成に使用)	

<労働保険年度更新・保険料納付スケジュール (休日の場合は翌営業日)>

- 4月下旬 年度更新関係書類の提出 ※提出期限を厳守  
委託事業場の提出報告を事務組合で取りまとめ・申告
- 7月上旬 納入通知書等の送付  
事務組合より年度更新書類・概算保険料納入通知書を返送
- 7月下旬 第1期労働保険料口座振替
- 10月下旬 第2期労働保険料口座振替
- 1月下旬 第3期労働保険料口座振替

【問合せ先】 労働保険事務組合小牧商工会議所

tel.0568-72-1111 fax.0568-76-2581